

栃木市重度心身障がい者医療費助成制度の現物給付について

1 目的

重度心身障がい者医療費助成制度については、現在、償還払いにより助成をしておりますが、障害を抱えている方やその家族には、申請に出向く労力や煩わしさから助成制度があるにもかかわらず申請を行わない方、また、行えない方も多数おり、障害を抱えた不安定な生活の上に、経済的負担を負わざるを得なくなっている。

そのようなことから、以前より障がい者団体や家族からも現物給付の要望が出ており、障がい者やその家族の手続きの不便さを解消し、生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、重度心身障がい者医療費助成を現物給付とする。

2 対象者

重度心身障がい者医療費助成の全受給資格者 約3,000人

3 現物給付について

- (1) 実施時期 平成29年4月1日診療分から実施
- (2) 実施範囲 栃木県内の医科、歯科、調剤薬局
※柔道整復師（接骨院等）は、委任払いとなります。
- (3) 対象医療費 健康保険が適用になる診察を受けた場合の医療費（自己負担分）
- (4) 支払い方法 現物給付方式
※県外医療機関で受診した場合は、償還払いになります。

4 県内の現物給付実施状況

（平成28年3月31日現在）

市 町	対 象 者	対象医療機関	備考
宇都宮市	全受給者	県内医療機関	
鹿沼市	65歳未満の受給者	市内医・薬局	
日光市	全受給者	県内医療機関	
芳賀町	中学3年生までの受給者	町内医療機関	

5 その他

実施については、医師会等の関係団体との調整が必要となります。

- 栃木県医師会、栃木県歯科医師会、栃木県薬剤師会、栃木県柔道整復師会
- 県内郡市・大学医師会（宇都宮市、上都賀郡市、下都賀郡市、小山地区、佐野市、足利市、塩谷郡市、那須郡市、南那須、芳賀郡市、自治医科大学、獨協医科大学）

【問い合わせ先】

生活環境部 保険医療課
医療給付係 担当：氏家、櫻井
TEL0282-21-2136